

第3回交通安全対策に関する関係閣僚会議 議事録

1 日時

令和3年12月24日（金）午前10時25分～午前10時40分

2 場所

総理大臣官邸4階大会議室

3 出席者

岸田内閣総理大臣

若宮内閣府特命担当大臣

松野内閣官房長官、末松文部科学大臣、二之湯国家公安委員会委員長、斉藤国土交通大臣、後藤厚生労働大臣、木原内閣官房副長官、磯崎内閣官房副長官、栗生内閣官房副長官、藤井内閣官房副長官補

4 議事内容

【若宮内閣府特命担当大臣】

ただ今から、「第3回交通安全対策に関する関係閣僚会議」を開催いたします。

本年8月の第2回関係閣僚会議において、総理の指示を踏まえ関係省庁で検討した「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」を決定しました。

本日は、この緊急対策に基づく現時点の主な施策の進捗状況を関係大臣から御報告していただきます。

なお、進捗状況全体の概要については、まず、私から説明させていただきます。その後、関係する閣僚の皆さんから御発言をいただきます。

それでは、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」に基づく主な施策の進捗状況の概要について御説明いたします。

資料1「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」に基づく主な施策の進捗状況の1ページ目をご覧ください。

まず、1つ目の柱である「通学路等における交通安全の確保」についてですが、今回の緊急対策では、子供を交通事故の被害から守り、通学路における交通安全を一層確実に確保するため、全国の市町村立小学校の通学路を対象に合同点検を実施しました。

その結果、全国の小学校の95%、約1万8千校から報告があり、全国で約7万2千箇所について対策が必要であることが判明しました。

この約7万2千の対策必要箇所において、通学路の変更等、小学校、教育委員会が対策を講じるところが約3万4千箇所、防護柵の設置、歩道の設置等、道路管理者が対策

を講じるところが約3万7千箇所、横断歩道の設置、速度規制などの交通規制の実施等、警察が対策を講じるところが約1万6千箇所、となっております。

点検後は、地域の実情に対応した、効果的な対策を可能なものから速やかに実施することとしておりますので、関係省庁連携のもと、早急に対策を講じてまいります。

次に、2つ目の柱である「飲酒運転の根絶」については、安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、使用者対策の強化を図ることとしております。

大きな施策として、安全運転管理者の業務として、運転者の運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を義務化する道路交通法施行規則を改正しました。令和4年4月以降、順次施行していくこととなります。

飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進では、秋の全国交通安全運動に際して、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」を全国重点として掲げて広報啓発を行うとともに、参加・体験型の安全運転教育を行いました。

最後に、千葉県八街市における交通安全対策について説明します。資料2「千葉県八街市における交通安全対策について」をご覧ください。

まず、事故現場付近における道路について、時速30キロメートルの速度規制、大型自動車等通行止め規制を実施したほか、防護柵も設置しております。また、道路を意図的に狭くする狭さく、道路に小さな凸型の構造物を置くハンプを設置し、自動車の速度を減速させるようにしています。

緊急対策に基づく主な施策の進捗状況の概要についての説明は以上でございます。

次に、末松文部科学大臣から御発言をお願いします。

【末松文部科学大臣】

文部科学省における取組についてご説明いたします。

今回の合同点検の結果、全国で合わせて約7万2千箇所の対策必要箇所が抽出されておりますが、このうち、学校・教育委員会において対策を講じる必要がある箇所は約3万4千箇所ございました。

これらの箇所については、児童生徒等に対する交通安全教育、地域の方々と連携した見守り活動、より安全な通学路への変更など、可能なものから速やかに対策に着手しているところです。

文部科学省においては、引き続き、児童生徒等への安全教育の取組を推進するとともに、スクールガードの見守り活動等への支援を通じた見守り体制の一層の強化を図ってまいります。

通学路の安全の確保については、学校だけではなく、保護者や道路管理者・警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等との連携により実施することが重要です。引き続き、関係省庁や関係機関と連携・協働しながら、通学路の安全の推進に向けた対策を講じてまいります。

【若宮内閣府特命担当大臣】

次に、二之湯国家公安委員会委員長から御発言をお願いします。

【二之湯国家公安委員会委員長】

緊急対策を踏まえた警察の取組状況について説明いたします。

まず、通学路等における交通安全の確保については、学校、道路管理者等との合同点検の結果、信号機や横断歩道の整備、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め等の警察による対策が必要な箇所として、約1万6千箇所が抽出されました。

合同点検を踏まえた通学路における交通安全施設等の整備費用として、令和3年度補正予算に、6億円を計上しており、これを活用しながら、押ボタン式信号機の設置、信号機の歩車分離化、横断歩道の設置を行うなど、地域の実情に応じた効果的な対策を可能なものから速やかに実施してまいります。

また、通学路等における安全な通行を確保するためには、速度規制の実効性を確保するための効果的な取締りが必要であり、可搬式速度違反自動取締装置の整備と、同装置の効果的な活用による取締りを推進するとともに、国民の理解を得るために通学路における取締り状況等を積極的に広報するよう、都道府県警察に指示いたしました。

さらに、運転者・歩行者双方への交通安全教育を推進し、子供をはじめとする歩行者の安全確保を図っています。

次に、飲酒運転の根絶に向けては、使用者対策を強化し、安全運転管理者の選任を促進するため、自動車保管場所証明業務との連携等による未選任事業所の把握や、ウェブサイト上での情報公開等の取組を進め、未選任事業所の一掃を図っています。

さらに、安全運転管理者の業務として、運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を新たに義務付けるため、道路交通法施行規則の改正を行ったところであり、令和4年4月から段階的に施行いたします。

これらに加え、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるための参加・体験型の交通安全教育や、関係機関等と連携した広報啓発を推進するとともに、飲酒運転に対する取締りの強化、飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底等、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進するよう、都道府県警察に指示しております。

引き続き、次代を担う子供の命を交通事故から守るため、通学路等における安全確保と飲酒運転の根絶に向け、関係機関と連携しながら、実効性のある交通安全対策を実施してまいります。

【若宮内閣府特命担当大臣】

次に、斉藤国土交通大臣から御発言をお願いします。

【斉藤国土交通大臣】

緊急対策の2つの柱のうち、1点目の「通学路等における交通安全の確保」につきまして、関係省庁と連携のもとに実施した合同点検の結果、道路管理者が対策を行う箇所は、令和3年10月末現在で、約3万7千箇所が抽出されています。

国土交通省としましては、歩道や防護柵の整備、速度規制とランプ等を組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備などを、令和3年度補正予算も活用し、可能なものから速やかに推進してまいります。

更に、令和4年度予算においては、ソフト対策の強化とあわせて実施する歩道整備などの交通安全対策について、計画的かつ集中的に支援することを可能とする個別補助制度を創設し、対策の加速化を図ってまいります。

2点目の「飲酒運転の根絶」につきましては、運送事業用トラック等について、国による監査等を通じて適切な業務実施を確保するとともに、飲酒運転対策の優良事例に係る情報共有、運転者の指導・監督時の実施マニュアルにおけるアルコール依存症関係の記載の拡充など、更なる対策強化を進めているところです。

国土交通省としては、今後とも関係省庁・関係団体と一層の連携を深め、子供を交通事故の被害から守るべく、積極的な役割を果たしてまいります。

【若宮内閣府特命担当大臣】

次に、後藤厚生労働大臣から御発言をお願いします。

【後藤厚生労働大臣】

まず、改めて6月28日の事故で犠牲になられた、また、お怪我をされたお子さんとそのご家族の皆様に対しまして、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

次世代を担う子どもたちのかけがえのない命を交通事故から守るため、事故の教訓を踏まえ、今一度、通学路の安全を点検しなければなりません。

厚生労働省としては、放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全確保を図るため、12月末までに来所・帰宅経路のうち、通学路と重ならない部分について安全点検を実施するとともに、令和4年度以降に、各市町村で構築している推進体制に市町村の放課後児童クラブ担当部局も参画することを検討しているところを依頼しているところです。

子どもの命を守るため、関係省庁とともに、本対策に基づく放課後児童クラブの来所・帰宅時の安全確保等について、全力で取り組んでまいります。

【若宮内閣府特命担当大臣】

それでは、総理から御発言をいただきます。

ここでマスコミが入室します。

(プレス入室)

【岸田内閣総理大臣】

近年、交通事故による死者数は減少傾向にありますが、本年6月、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい交通事故が発生するなど、交通事故情勢は依然として厳しく、子どもが安心して通学できるための安全対策、飲酒運転対策は、政府の重要課題であります。

本日は、8月に決定した緊急対策の主な進捗状況について報告がありました。

第1に、全国の小学校を対象に通学路における合同点検を行った結果、10月末時点で、約7万2千に上る対策必要箇所があるとの報告がありました。

政府としては、これらの箇所の対策について、令和5年度末までに概ね完了できるよう、取組を進めてまいります。

また、これらの対策を加速させるため、「通学路における交通安全の確保」に要する経費を今年度補正予算に計上したところです。

第2に、「飲酒運転の根絶」を図るため、事業所で安全運転に関する指導を行う「安全運転管理者」に対し、運転者の運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を義務づけることとしました。

各位にあっては、痛ましい交通事故の被害から未来のある子供のかげがえのない命を守るべく、引き続き、政府一丸となって、各種取組を迅速かつ、着実に進めていくよう、お願いいたします。

また、この緊急対策の進捗状況については、引き続き若宮大臣にしっかりと管理していただき、対策に遅れが生じないようお願いいたします。

【若宮内閣府特命担当大臣】

ありがとうございました。

関係閣僚の皆様におかれましても、緊急対策を迅速、かつ、着実に進めていくよう、進捗管理をお願いいたします。

ここでマスコミの方は退席願います。

(プレス退室)

【若宮内閣府特命担当大臣】

以上で、関係閣僚会議を終わります。

以 上